

ロタウイルスワクチン予防接種のお知らせ

(R4.4)

ロタウイルス感染症は、ロタウイルスによる急性胃腸炎です。口から侵入したロタウイルスが腸管に感染して発症します。感染力が非常に強く、手洗いや消毒などをしっかりしても、感染予防をすることが難しいため、乳幼児のうちに、ほとんどの子どもが感染します。下痢や嘔吐は1週間程度で治りますが、下痢、嘔吐が激しくなると、脱水症状を起こす場合もあり、乳幼児の急性胃腸炎の入院の中で、もっとも多い感染症です。一生のうちに何度も感染するウイルスですが、初めてロタウイルスに感染した時は、特に重症化しやすく、まれに脳や腎臓に影響を及ぼすこともあり、注意が必要です。生後、すぐに感染する場合もあるので、ワクチンの接種は、早い時期に完了させます。

1 ワクチンについて

ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも生ワクチン(弱毒化したウイルス)で、飲むワクチンです。2種類とも、予防効果や安全性に差はありませんが、接種回数が異なりますので、他のワクチンとの接種スケジュールなどを考慮して選択します。なお、途中からワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。**(必ず同じワクチンで接種を完了してください。)**

多くのワクチンの接種が重なる期間ですので、医療機関と相談して、他のワクチン接種と合わせて同時に接種することも検討してください。

**初回は、生後2か月から出生14週6日後までに接種します(出生6週0日後から接種できます)。**出生15週0日後以降の初回接種は安全性の観点からお勧めしません。なお、このワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の発症そのものを7~8割減らし、入院するような重症化は、そのほとんどが予防できます。ただし、ロタウイルス以外の原因による胃腸炎には予防効果を示しません。

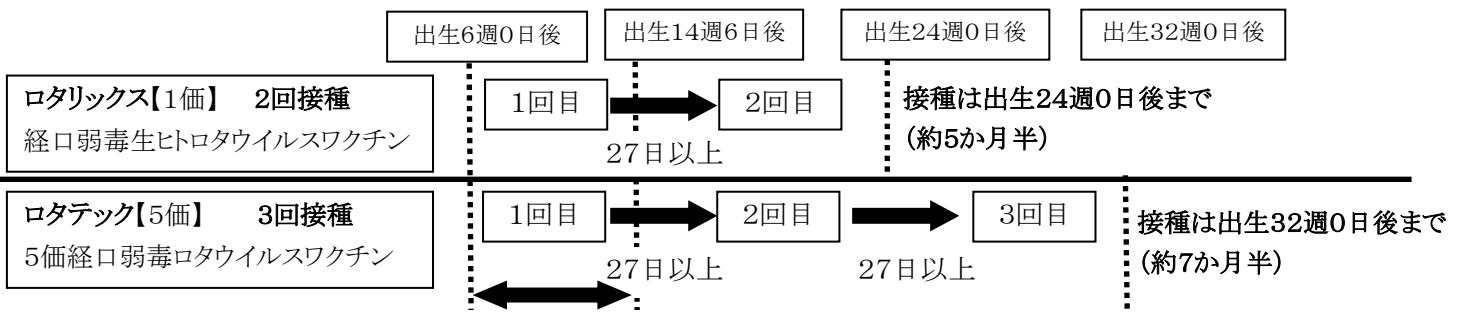
なお、ワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまっても、わずかでも飲み込みが確認できていれば、ワクチンの効果に問題ありませんので、再度接種する必要はありません。

2 法定接種年齢

令和2年8月1日以降に生まれた、次に掲げるかた

- (1) ロタリックス【1価】(経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン)を使用する場合は、出生6週0日後から出生24週0日後までの間にあるかた
- (2) ロタテック【5価】(5価経口弱毒ロタウイルスワクチン)を使用する場合は、出生6週0日後から出生32週0日後までの間にあるかた

3 予防接種を受ける回数と標準接種期間 ※ 標準的接種期間の開始日は生後2か月です。ワクチンにより必要回数、スケジュールが異なります。



※ 年齢は、生まれた日を「0日」として数えます。また、1週は「0日から6日まで」として数えます。

4 異なるワクチン同士の接種間隔

令和2年10月1日から注射生ワクチン同士(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)以外の制限が撤廃されました。

ロタウイルスワクチンは経口生ワクチンなので、異なるワクチンの接種間隔に制限はありません。

5 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。

※ 目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

6 予防接種の費用 ※令和2年10月1日から定期接種(無料)が開始しました。

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(ロタリックス【1価】は出生24週0日後まで、ロタテック【5価】は出生32週0日後まで)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したときは有料になります。

7 予防接種の副反応について

稀に、アナフィラキシーとよばれる強いアレルギー反応が症状として見られる場合もあります。また、この予防接種(特に初回接種)を受けてから約1~2週間の間に、「ぐったりして顔色が悪くなる」「泣いたり不機嫌になったりを繰り返す」「嘔吐を繰り返す」「イチゴジャムのような血便」「お腹のはり」などの症状が1つでもみられる場合は、副反応の1つである腸重積症が起こっていることが考えられます。予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐに医師へ連絡し、相談・診察をしてください。

8 腸重積症について

腸重積症とは、腸管に腸管が入り込み、腸が閉塞状態になることです。ワクチン接種後1週間程度、腸重積の発症が、わずかですが上がる可能性が知られています。0歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こることがある病気なので、ワクチンを接種しなくても注意が必要です。もともと、3~4か月齢ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなる病気ですので、早めにワクチンを接種完了しましょう。腸重積症は、手術が必要になることもあります。発症後、すぐに治療すれば、ほとんどの場合、手術をせずに治療できます。

9 予防接種を受ける際に注意を要する場合

以下に該当するお子さんがいると思われる保護者は、かかりつけ医がいる場合には必ず前もってお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいかどうかを判断してもらいましょう。予防接種は、その医師のところで接種を受けるか、あるいは診断書又は意見書をもらってから別の医師に受けるようにしてください。

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状が見られたお子さん
- (3) 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがあるお子さん
- (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのあるお子さん、及び近親者に先天性免疫不全症のかたがいるお子さん
- (5) 薬の投与又は食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがあるお子さん
- (6) 受けようとしている予防接種のワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん
- (7) 胃腸障害のあるお子さん

## 10 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、ロタウイルスワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。 **なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。**
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状(区指定様式)が必要です。下記15をご覧ください。)

## 11 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) ロタウイルスワクチンの成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん  
※ 他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーを起こしたお子さんは、予防接種を受ける前に医師へその旨を伝えご相談ください。
- (4) 腸重積症にかかったことのあるお子さん
- (5) 先天性消化管障害を有するお子さん(その治療が完了したお子さんは除く)
- (6) 重症複合型免疫不全を有するお子さん
- (7) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

## 12 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにします。稀に、この時間内で急な副反応が起こることがあります。また、接種後約1か月は、体調の変化に注意しましょう。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。また、激しい運動や外出は避けてください。
- (3) 接種後は、予防接種を受けた当日から約10日の間、うんちとともにロタウイルスが体の外に排出されます。おむつ交換等にて日頃から赤ちゃんに接する機会のある人は十分手洗いをしましょう。また、赤ちゃんが免疫の低下が見られる病気の人と接触する機会は、十分な期間をあけて計画するようにしましょう。接種後、体調の変化があった場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

## 13 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

## 14 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期的予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

## 15 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記の目黒区ホームページよりダウンロードしてください。

〈ホームページのアドレス〉 [http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken\\_eisei/hoken\\_shinsei/kodomoininjou.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoininjou.html)

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

＜お問い合わせ＞

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047